

令和2年度地域振興推進事業（コロナ復興支援枠）  
コロナ復興頑張る地域応援事業実施要領

第1 目的

この要領は、「コロナ復興頑張る地域応援事業」の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、始良・伊佐地域振興局総務企画部所管に係る地域振興推進事業（ハード事業）（ソフト事業）実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

事業主体は、集落、自治会、地域コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体等（これらの団体等からなる実行委員会等を含む）とする。

第3 対象事業

対象事業は、以下に示す1から5までの要件いずれにも該当する事業とする。

- 1 始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市、湧水町）において実施する事業であること。
- 2 団体等がポストコロナ時代を見据えた交流人口増加、関係人口創出などを目指して実施し、経済復興、地域活性化に資することが期待できる事業であること。
- 3 団体等が自主的に取り組み、かつ公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- 4 当該事業が一過性の取組でなく、団体等が事業終了後も事業成果を活かした取組を継続的に行い、その広がりが見込めるものであること。
- 5 事業が令和3年3月26日（金）までに完了するものであること。

第4 事業応募書の提出

事業を実施しようとする団体は、事業応募書等を始良・伊佐地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

第5 事業の採択

局長は、第4により提出された事業応募書を、書類審査により選考し、結果を書面により通知する。

第6 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、50万円を上限とする。（千円未満切り捨て）

第7 補助金等交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、要領の規定に基づき次のとおりとする。

- 1 事業計画書（要領 別記第1号様式）
- 2 位置図及び区域図（ハード事業のみ）

- 3 施設関係図面（計画平面図，立面図，配置図等）（ハード事業のみ）
- 4 所要経費内訳（実施設計書（ハード事業のみ）見積書等）
- 5 その他，局長が必要と認める書類

#### 第8 補助金等変更交付申請書に添付すべき書類

要綱第8条第2項に定める補助金等変更交付申請書に添付すべき書類は，要領の規定に基づき次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（要領 別記第1号様式）
- 2 位置図及び区域図（ハード事業のみ）
- 3 施設関係図面（変更平面図，変更立面図，変更配置図等）（ハード事業のみ）
- 4 所要経費内訳（変更設計書（ハード事業のみ），変更見積書等）
- 5 その他，局長が必要と認める書類

#### 第9 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は，要領の規定に基づき次のとおりとする。

- 1 事業実績書（要領 別記第1号様式）
- 2 位置図及び区域図（ハード事業のみ）
- 3 完成検査等書類（ハード事業のみ）
- 4 完成写真（ハード事業のみ）
- 5 支出を証する帳票等の写し（ソフト事業のみ）
- 6 事業に関連する写真や資料（ソフト事業のみ）
- 7 その他，局長は必要と認める書類

#### 第10 証拠書類の保管

補助事業者等は，補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，かつ，当該収入及び支出に係る証拠書類を10年間保管しなければならない。

#### 第11 その他

この実施要領に定めるもののほか，事業実施に必要な事項は，局長が別に定める。

#### 附 則

この要領は，令和2年10月16日から施行する。